日米地位協定

第十六条

日本国において、日本国の法令を尊重し、及びこの協定の精神に反する活動、特に政治的活動を慎むことは、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の義務である。

第十六条に関連する日米合同委員会合意

** 米軍の火薬類運搬上の処置(60年12月、80年8月(改正)) 在日米軍による低空飛行訓練について(99年1月)